

議案第56号

さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について

さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号。以下「給与条例」という。）第4条第1項の規定を準用する。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第16条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 給与条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第8条 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第9条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第10条 給与条例第14条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給される者の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年さぬき市条例第47号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(時間外勤務手当)

第11条 給与条例第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第15条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

	4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間	
第15条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

(休日勤務手当)

第12条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条	勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（	さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第10条に規定する祝日法による休日（
	勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日	代休日
	勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	において、正規の勤務時間	において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）

(夜間勤務手当)

第13条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第14条 給与条例第20条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第20条第1項の勤務は、第11条において準用する給与条例第15条、第12条において準用する給与条例第16条及び前条において準用する給与条例第17条の勤務には含まれないものとする。

(端数計算)

第15条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条において準用する給与条例第15条、第12条において準用する給与条例第16条及び第13条において準用する給与条例第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第16条 給与条例第24条から第26条までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第25条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第11条において準用する給与条例第15条、第12条において準用する給与条例第16条及び第13条において準用する給与条例第17条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないとき

は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間をさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条まで及び第8条の規定を適用して得た額とする。

（特殊勤務に係る報酬）

第20条 特殊勤務手当条例別表に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第21条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に

規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第22条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代

わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数計算)

第24条 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第25条 給与条例第24条から第26条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、その額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第26条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第27条 第21条から第23条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第28条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合

を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。ただし、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、さぬき市職員等の旅費に関する条例(平成14年さぬき市条例第48号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第32条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第16条第1項及び第25条第1項において準用する給与条例第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の65」とする。

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第16条第1項及び第25条第1項において準用する給与条例第24条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の97.5」とする。

別表(第5条関係)

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師の職務

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務

議案第 57 号

さぬき市預かり保育料徴収条例の制定について

さぬき市預かり保育料徴収条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市預かり保育料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、さぬき市立幼稚園及びさぬき市立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において実施する預かり保育（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり保育事業をいう。以下「預かり保育」という。）の利用料（以下「預かり保育料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育料の徴収)

第2条 市長は、預かり保育を利用する子どもの保護者から、次の各号に掲げる時間帯における利用に応じ、当該各号に定める額の預かり保育料を徴収する。

(1) 教育時間終了後から午後6時まで 日額300円

(2) 預かり保育を実施する幼稚園等の休業日（振り替えて教育課程に係る教育活動を行う日を除く。）の午前8時30分から午後6時まで 日額600円

(3) 午前7時30分から午前8時30分まで 日額100円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の預かり保育料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 同一世帯から2人以上の子どもが預かり保育を利用する場合（次号の場合を除く。）

ア 2人目 前項各号に定める額の半額

イ 3人目以降 0円

(2) 預かり保育を利用する子どもが子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に該当する場合 0円

(預かり保育料の減免)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、預かり保育料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例の廃止)

2 さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例（平成14年さぬき市条例第73号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に実施された預かり保育に係る預かり保育料の徴収については、なお従前の例による。

議案第58号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市交通指導員設置条例の一部改正)

第1条 さぬき市交通指導員設置条例（平成14年さぬき市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、市長の命を受け」を削る。

第4条の見出しを「（委嘱）」に改め、同条中「任命する」を「委嘱する」に改める。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り上げ、第11条を削り、第12条を第9条とする。

(さぬき市職員定数条例の一部改正)

第2条 さぬき市職員定数条例（平成14年さぬき市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用職員」の次に「（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」を加える。

(さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第4条 さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成14年さぬき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項に規定する条件付採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

第12条中「刑法」の次に「（明治40年法律第45号）」を加える。

(さぬき市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 さぬき市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成14年さぬき市条

例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6箇月」を「6か月」に改め、「月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さぬき市条例第〇号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

第4条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年さぬき市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 さぬき市職員の育児休業等に関する条例(平成14年さぬき市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区分		報酬の額	
教育委員会委員		月額	40,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	30,000円
	委員	月額	20,000円

監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額 140,000円
	議員のうちから選任された委員	月額 30,000円
農業委員会	会長	基本給 月額 31,500円
		能率給 時間額 1,000円
	会長職務代理者	基本給 月額 24,500円
		能率給 時間額 1,000円
	委員	基本給 月額 21,000円
		能率給 時間額 1,000円
農地利用最適化推進委員	基本給 月額 16,000円	
	能率給 時間額 1,000円	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 9,000円
	委員	日額 8,000円
選挙長		1回 11,000円
投票管理者		1回 13,000円
期日前投票管理者		日額 12,000円
開票管理者		1回 11,000円
不在者投票管理者		日額 13,000円
投票立会人		1回 11,000円
期日前投票立会人		日額 10,000円
開票立会人		1回 9,000円
選挙立会人		1回 9,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 8,000円
行政不服審査会の委員		日額 8,000円
行政改革推進委員会の委員		日額 8,000円
学校給食共同調理場運営委員会の委員		日額 8,000円
歴史民俗資料館協議会の委員		日額 8,000円
コミュニティ放送番組審議会の委員		日額 8,000円
各種統計調査員		日額 8,000円
心身障害児就学指導委員会の委員		日額 8,000円
少年育成センター運営委員会の委員		日額 8,000円
公民館運営審議会の委員		日額 8,000円
社会教育委員		日額 8,000円
スポーツ推進委員		年額 30,000円

文化財保護審議会の委員	日額 8,000円
図書館協議会の委員	日額 8,000円
B&G 海洋センター運営協議会の委員	日額 8,000円
学校評議員	年額 10,000円
中小企業等振興審議会の委員	日額 8,000円
特別職報酬等審議会の委員	日額 8,000円
国民健康保険運営協議会の委員	日額 8,000円
民生委員推薦会の委員	日額 8,000円
病院事業運営審議会の委員	日額 8,000円
児童館運営委員会の委員	日額 8,000円
構造改善センター運営委員会の委員	日額 8,000円
野外音楽広場管理運営委員会の委員	日額 8,000円
都市計画審議会の委員	日額 8,000円
人権擁護審議会の委員	日額 8,000円
隣保館運営審議会の委員	日額 8,000円
働く婦人の家運営委員会の委員	日額 8,000円
防災会議の委員	日額 8,000円
国民保護協議会の委員	日額 8,000円
文化資料展示館運営協議会の委員	日額 8,000円
予防接種健康被害調査委員会の委員	日額 8,000円
福祉事務所の嘱託医	月額 66,000円
総合計画審議会の委員	日額 8,000円
指定管理者選定審議会の委員	日額 8,000円
指定管理者評価委員会の委員	日額 8,000円
行政評価委員会の委員	日額 8,000円
障害支援区分審査会の委員	日額 8,000円
職員倫理審査会の委員	日額 8,000円
男女共同参画推進協議会の委員	日額 8,000円
子ども・子育て会議の委員	日額 8,000円
上記以外の特別職の職員で非常勤のもの	勤務内容に基づき任命権者と市長との協議により定める額

備考

- 1 報酬を日額で定める委員会、審議会等の委員で、その勤務が4時間に満たない場合の報酬の額は、当該日額の半額とする。ただし、市長が特に日額を支給する必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、能率給は、農地等の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に係る現場活動を実施した時間に応じて支給する。

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第29条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」の次に「及びさぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さぬき市条例第〇号）第10条」を加える。

(さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第12条 さぬき市職員等の旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「規定する職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）」を加え、同項第4号中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第23条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 59 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第26条第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第30条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第24条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 さぬき市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(さぬき市下水道条例の一部改正)

第4条 さぬき市下水道条例(平成14年さぬき市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

第12条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

(さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例(平成14年さぬき市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「終わるまでの者」を「終わるまで」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号を除く各号」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例第24条第1項及び第4項、第25条第2号(同条例第27条第5項及び第30条第7項において準用する場合を含む。)、第27条第1項及び第2項第1号並びに第30条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後のさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第1項及び第2項第2号(同条例第18条第2項において準用する場合を含む。)

並びに第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(さぬき市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のさぬき市下水道条例の規定に基づきなされた処分その他の行為により生じた効力については、改正後のさぬき市下水道条例第8条第1項第4号ア(同条例第6条第4項において準用する場合を含む。)及び第12条第2項第1号(同条例第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のさぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の規定に基づきなされた処分その他の行為により生じた効力については、改正後のさぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例第4条各号及び第5条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第60号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)

第1条 さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例(平成27年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「利用者負担額」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額(法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 0円
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。) 0円
- (3) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。) 月額53,000円を限度として規則で定める額

(さぬき市幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 さぬき市幼保連携型認定こども園条例(平成30年さぬき市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(保育料の徴収)」に改め、同条中「こども園の」を「前項の」に、「第2条第1項」を「第2条」に、「額とし、こども園に在籍する子どもの保護者又は扶養義務者から徴収する」を「利用者負担額に相当する額とする」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、こども園に入園している子ども(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定により入園している子どもを除く。)の保護者(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者である者に限る。)から保育料を徴収する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する保護者が他の市町村から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けている場合における第1項の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該市町村が定める当該保護者の利用者負担額に相当する額とする。

第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「市長は、」を「他の法令等に定めるもののほか、市長が」に、「前条の保育料」を「第3条の保育料及び給食費」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1項を加える。

（給食費の徴収）

第4条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号又は第2号に該当する子どもでこども園において食事の提供を受けるものの保護者から、当該食事の食材料費（以下「給食費」という。）として規則で定める額を徴収する。

（さぬき市保育所条例の一部改正）

第3条 さぬき市保育所条例（平成14年さぬき市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「さぬき市」を「同法第39条第1項に規定する」に改める。

第3条第1項中「法第56条第2項の規定に基づき、保育所を利用する支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）の保護者又は扶養義務者」を「保育所に入所している子ども（法第24条第5項又は第6項の規定により入所している子どもを除く。）の保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者である者に限る。）」に改め、同条第2項中「第2条第1項に規定する」を「第2条の規定による利用者負担額に相当する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する保護者が他の市町村から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けている場合における第1項の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該市町村が定める当該保護者の利用者負担額に相当する額とする。

第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「市長は、」を「他の法令等に定めるもののほか、市長が」に、「保育料」を「第3条の保育料及び給食費」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1項を加える。

（給食費の徴収）

第4条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども

で保育所において食事の提供を受けるものの保護者から、当該食事の食材料費（以下「給食費」という。）として規則で定める額を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の第1条の規定による改正後のさぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育又は保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育又は保育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の第2条の規定による改正後のさぬき市幼保連携型認定こども園条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後にさぬき市立幼保連携型認定こども園（以下この項において「こども園」という。）において行われる教育又は保育に係る保育料及び提供される食事の食材料費について適用し、同日前にこども園において行われた教育又は保育に係る保育料及び提供された食事の食材料費については、なお従前の例による。
- 4 この条例の第3条の規定による改正後のさぬき市保育所条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後にさぬき市立保育所（以下この項において「保育所」という。）において行われる保育に係る保育料及び提供される食事の食材料費について適用し、同日前に保育所において行われた保育に係る保育料及び提供された食事の食材料費については、なお従前の例による。

議案第61号

さぬき市印鑑条例の一部改正について

さぬき市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市印鑑条例の一部を改正する条例

さぬき市印鑑条例（平成14年さぬき市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市に備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に規定する事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第11条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第1項中「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を加え、同項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第62号

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に、「特定教育・保育又は特定地域型保育」を「特定・教育保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもという。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改め、同条第3項中「県、市」を「都道府県、市町村」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3

項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同法附則第73条第1項」を「同法第73条第1項」に、「市」を「市町村」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、

同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に、「及び第19条」を「、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、

同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出しを「（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「市」を「市町村」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）」を削る。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第5項中「当該」を削る。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改める。

第36条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「とし」を削り、「さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条例第31条」を「同省令第27条」に改め、「B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削り、「同条例第33条」を「同条」に改め、同条第2項中

「家庭的保育事業等基準条例」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改める。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「、名称、」を「及び名称、当該連携施設が行う」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第40条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「同法附則第73条第1項」を「同法第73条第1項」に、「市」を「市町村」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「家庭的保育事業等基準条例」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改め、「、前項本文の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が

著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に

特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に、「及び第19条において同じ。)」を「、第19条及び第36条第3項」に改め、「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第19条において同じ。)」を「準用する第19条」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「家庭的保育事業等基準条例に定める」を「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定

子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「家庭的保育事業等基準条例に定める」を「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給

付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に、「市」を「市町村」に改める。

附則第3項中「市」を「市町村」に改める。

附則中第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第63号

さぬき市自然休養村条例の一部改正について

さぬき市自然休養村条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市自然休養村条例の一部を改正する条例

さぬき市自然休養村条例（平成14年さぬき市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

みろく観鳥舎	さぬき市大川町富田中3519番地2
--------	-------------------

」を

「

みろくちびっこ広場	さぬき市大川町富田中3237番地1
みろく花木園	さぬき市大川町富田中3236番地2

」に

改める。

第3条第6号中「使用」を「利用」に改め、同条第7号を削り、同条第8号中「使用」を「利用」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第4条中「置く」を「置くことができる」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「休養村施設を使用しようとする者」を「別表（6の表を除く。）に掲げる休養村施設の施設設備を利用しようとする者及び休養村施設において興行、集会その他規則で定める行為をしようとする者」に改め、同条第2項中「休養村施設の使用を許可」を「前項の許可を」に、「使用の目的範囲」を「利用の目的範囲」に改める。

第6条の前の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用を許可せず、又は」を「利用を許可せず、若しくは」に、「あるいは制限し、若しくは使用を」を「又は利用を制限し、若しくは」に改める。

第7条中「使用させ、又は」を削る。

第8条の見出し中「目的外使用」を「目的外の利用」に改め、同条中「に規定する使用」及び「（以下「使用者」という。）」を削り、「使用し、又は使用の」を「利用し、又は利用の」に改める。

第9条第1項中「使用者」を「休養村施設を利用する者（以下「利用者」という。）」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「その使用区分に応じ、別表に定める使用料」を「別表に掲げる休養村施設の施設設備に応じ、同表に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第22

6号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として」に改める。

第11条中「公共的団体が施設を使用する場合」を「特に必要があると認めるとき」に改める。

第16条を第21条とし、同条の前に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、次に掲げる休養村施設の管理に関する業務を、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 休養村施設の管理運営に関する業務
- (2) 休養村施設の利用調整に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により休養村施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条及び前条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者が休養村施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第18条 指定管理者の指定に関する手続は、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さぬき市条例第20号)に定めるところによる。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を公示するものとする。指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(利用料金)

第19条 市長は、指定管理者に休養村施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。この場合において、利用料金の額は、別表に掲げる休養村施設の施設設備に応じ、同表に掲げる額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超えてはならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公示するものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 前条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第10条から第12条までの規定は、適用しない。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「職員」を「市の職員」に、「使用中」を「利用中」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「使用に当たり、使用者」を「利用に当たり、利用者」に、「市長及び関係職員は」を「市は、」に改め、同条第2項中「使用の不許可、使用の取消し又は制限若しくは使用の」を「利用の不許可若しくは許可の取消し又は利用の制限若しくは」に、「使用者」を「利用者」に、「市長及び所長」を「市」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「使用中」を「利用中」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「使用者」を「利用者」に改め、「使用又は」を削り、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことのできない事由により利用できない場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表 (第5条、第10条、第19条関係)

1 自然休養村センターみろく荘

施設設備	単位		金額
研修室 和室 (1室)	休憩	3時間以内	室料 3,700円 冷暖房料 370円
		3時間を超える 1時間につき	室料 920円 冷暖房料 190円
	宿泊	1人1泊につき (1室5人以下)	大人 3,700円 小人 2,310円 幼児 1,110円
		1人1泊につき (1室6人以上)	大人 3,240円 小人 2,310円 幼児 1,110円
研修室 和室 (全室)	休憩	3時間以内	室料 6,490円 冷暖房料 740円

		3時間を超える1時間につき	室料 920円 冷暖房料 280円
調理室	3時間以内		室料 1,850円 冷暖房料 370円
	3時間を超える1時間につき		室料 460円 冷暖房料 190円
シャワー室	1人1回につき		280円
ロビー	貸切り	3時間以内	920円
		3時間を超える1時間につき	460円
壁面展示スペース	4時間以内		460円
	4時間を超える1時間につき		95円

備考

1 宿泊

- (1) 宿泊は、研修室和室1室（15畳）につき9人までとする。
- (2) 「大人」とは、中学生以上の者をいい、「小人」とは、小学校に在籍する児童及びこれに準じる者をいい、「幼児」とは、3歳以上の者で就学前のものをいう。
- (3) 3歳未満の者の宿泊料金は、無料とする。
- (4) 宿泊料金には、飲食に係る料金は、含まない。
- (5) 次に掲げる日は、宿泊料金1人1泊につき、1,500円以内の額を加算することができる。

ア 4月28日から5月5日までの日及び12月31日から翌年1月3日までの日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定による休日の前日（当該前日が金曜日又は日曜日の場合に限る。）及び土曜日

ウ ア及びイに掲げる日のほか、市長が適当と認める日（第17条第1項の規定により休養村施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者が市長の承認を得て定める日）

- (6) 宿泊者による調理室（冷暖房含む。）及びシャワー室の利用は、無料とする。

2 その他

- (1) 研修室和室（1室）及び研修室和室（全室）の休憩の料金には、飲

食に係る料金は、含まない。

(2) 規則で定める利用時間以外の時間に研修室和室（1室）又は研修室和室（全室）を利用する場合の料金は、利用時間1時間につき、当該室に係る3時間を超える利用の場合の料金に100分の150を乗じて得た額とする。

(3) 壁面展示スペースの利用に係る料金算定の基準となる利用時間は、規則で定める当該施設の利用時間内に利用していた時間のみを通算する。

2 みろく球場

施設設備	単位	金額
野球場	1時間以内	市内 1,850円 市外 3,700円
	1時間を超える30分間につき	市内 920円 市外 1,850円
照明設備	1時間以内	市内 2,780円 市外 4,630円
	1時間を超える30分間につき	市内 1,390円 市外 2,310円
備考 「市内」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者（以下「市内居住者等」という。）が利用する場合をいい、「市外」とは、市内居住者等以外の者が利用する場合をいう（9の表、10の表及び12表において同じ。）。		

3 みろく管理棟

施設設備	単位	金額
管理棟	1時間につき	460円

4 みろくステージ

施設設備	単位	金額
ステージ	3時間以内	2,780円
	3時間を超える1時間につき	920円
照明設備	3時間以内	280円
	3時間を超える1時間につき	95円
備考 特別に電力を使用する場合は、実費を徴収する。		

5 郷土文化保存伝習館

施設設備	単位	金額
2階会議室	3時間以内	1,850円
	3時間を超える1時間につき	740円

6 みろくちびっこ広場

施設設備	単位	金額
電動遊具	1人1回につき	200円を上限として規則で定める額

7 イベントドーム

施設設備	単位	金額
イベントドーム	1時間につき	920円
照明設備	1時間につき	920円

8 みろくテニスコート

施設設備	単位	金額
テニスコート	1コート1時間につき	平日 460円
		日曜日、土曜日及び祝日 920円
照明設備	1コート1時間以内	920円
	1コート1時間を超える1時間につき	460円
備考 「祝日」とは、12月29日から翌年1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。		

9 みろく球技場

施設設備	単位	金額
球技場	1時間につき	市内 1,850円
		市外 3,700円

10 みろく野営場

施設設備	単位	金額	
野営場	1人1回につき	市内 190円	
		市外 280円	
バーベキュー台	5人用台	1台1回5時間以内	1,390円
		1台1回5時間を超える1時間につき	460円
	8人用台	1台1回5時間以内	1,850円

	1台1回5時間を超える1時間につき	920円
かまど	1台1回5時間以内	280円
	1台1回5時間を超える1時間につき	95円
備考 バーベキュー台及びかまどの料金には、野営場の料金が加算される。		

1.1 みろくログハウス

施設設備	単位	金額
ログハウス	1棟1泊4人まで	5,560円
	1棟1泊4人を超える1人につき	920円

1.2 みろく三ツ石荘

施設設備	単位		金額
三ツ石荘	休憩	3時間以内	2,780円
		3時間を超える1時間につき	920円
	宿泊	1泊につき20人まで	市内 4,630円 市外 6,490円
		1泊につき20人を超える1人につき	市内 190円 市外 280円

1.3 全ての休養村施設共通

施設設備	単位	金額
全施設設備	1から12までの表に定めのない特別な利用方法に係る料金	諸経費等を勘案して規則で定める額
	キャンセル料金	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第17条に規定する指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第64号

さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部改正について

さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例

さぬき市農林漁業体験実習館条例（平成14年さぬき市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

別表の2の表を次のように改める。

2 室利用料金（宿泊利用以外）

施設名	基本料金		超過料金		冷暖房料金	
	単位	金額	単位	金額	基本料金単 位につき	超過料金単 位につき
研修室全室	3時間以 内	円	3時間を	円	円	円
		7,000	超え1時	3,000	1,000	500
研修室1室 (第1)		3,000	間につき	1,500	500	300
研修室1室 (第2)		4,000		2,000	500	300
ふれあい室 (21畳)		4,000		1,000	1,000	500
多目的室		5,000		2,000	1,000	500
談話室(6 4畳)		7,000		3,000	1,000	500
宿泊交流室 (12畳)		4,000		1,000	500	300
宿泊交流室 (8畳)		3,000		1,000	300	300

注

- 1 規則で定める利用時間以外の時間にこの表に掲げる施設を利用（宿泊利用を除く。）するときの利用料金は、利用時間1時間につき、当該施設の超過料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間として取り扱うものとする。
- 3 室利用料金には、飲食に係る料金は、含まない。
- 4 キャンセル料金及び施設の特別な利用方法に係る利用料金は、諸経費等を勘案して規則で定める。

別表の3の表を次のように改める。

3 宿泊利用料金（1人1泊につき）

施設名	区分	1室1人利用	1室2人利用	1室3人以上利用
宿泊交流室		円	円	円
	大人	5,500	4,500	3,500
	小人	—	2,500	2,500
	幼児	—	1,200	1,200

注

- 1 この表において「大人」とは、中学生以上の者をいい、「小人」とは、小学校に在籍する児童及びこれに準じる者をいい、「幼児」とは、3歳以上の者で就学前のものをいう。
- 2 3歳未満の者の宿泊利用料金は、無料とする。
- 3 宿泊利用料金には、飲食に係る料金は、含まない。
- 4 宿泊利用者の入場料は、無料とする。
- 5 キャンセル料金及び施設の特別な利用方法に係る利用料金は、諸経費等を勘案して規則で定める。
- 6 次に掲げる日は、宿泊利用料金1人1泊につき、1,500円以内の額を加算することができる。
 - (1) 4月28日から5月5日までの日及び12月31日から翌年1月3日までの日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定による休日の前日（当該前日が金曜日又は日曜日の場合に限る。）及び土曜日
 - (3) 前2号に掲げる日のほか、指定管理者が市長の承認を得て定める日

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第65号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 譲渡する財産の表示 別紙のとおり（旧津田東部保育所跡地）
- 2 譲渡価格 一金35,000,000円
- 3 譲渡の相手方 所在地 さぬき市津田町鶴羽778番地33
名称 株式会社 木村海産
代表取締役 木村 明ひこ

譲渡する財産の表示

土地

所在地	地目	地籍 (m ²)
さぬき市津田町鶴羽字西代1490番1	宅地	4,142.50
計		4,142.50

建物

所在地	種別	延床面積 (m ²)
さぬき市津田町鶴羽字西代1490番1	倉庫・事務所	757.88
さぬき市津田町鶴羽字西代1490番1	倉庫	227.81
計		985.69